

「コロナウイルス感染症2019」が2類から5類に緩和され、今後、疲弊した日本経済を如何にV字回復を図るかということが強く求められる。

また、自然災害により毎年のように全国各地で未曾有の被害がもたらされており、発生確率が高まってきている南海トラフ巨大地震及びこれに伴う津波や、年々、激甚化・頻発化する台風、集中豪雨など「必ず起こる」災害に対して如何に備えておくかが重要となり、地方の強靱な国土づくりを強力かつ早急に進めることが強く求められている。

平成三十年度から始まった「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に続き、令和三年度からは「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、国土強靱化に重点的・集中的に取り組んでいるが、住民の安全・安心な暮らしを確保するための災害に屈しない県土づくりや、少子・高齢化が急速に進むなか、個性あふれる地方創生に向けた地域の活性化と豊かな暮らしの実現、生産性向上による成長力や産業競争力の強化を図るための道路、河川、砂防、港湾、海岸、まちづくりにおける社会基盤整備においては、まだまだ必要な事業が多く残っている状況にあり、引き続きの事業推進が喫緊の課題となっている。

また、建設から五十年以上が経過するなど、老朽化した施設の計画的な修繕・更新が求められており、特に、道路等の老朽化対策は待ったなしの状況で、地方は財政、人員、技術等の面で課題を有している。

このように、本県の社会基盤は未だ不十分であり、地方創生及び国土強靱化を強力かつ計画的に推進し、ストック効果を早期に発現させるための社会基盤整備がより一層強力に図られるよう、令和六年度予算の確保に向けて、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも必要な予算確保について、左記の事項に特段の配慮を要望する。

記

- 一、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算・財源を、これまでのペースを緩めることなく、例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進するとともに、改正国土強靱化基本法を踏まえ、対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨などの災害状況も考慮しつつ、必要な予算・財源を通常予算に加えて別枠で確保して、継続的・安定的に取り組むこと
- 一、気候変動により、今後、増々懸念される豪雨の頻発・激甚化、海面の上昇や台風の巨大化等に備え、流域治水を推進するとともに、河川整備やダム建設事業等に対して必要な予算を確保すること

また、切迫する南海トラフ巨大地震に備え、河川施設等の耐震対策に必要な予算を確保すること

- 一、災害への備え及び観光等の経済活動を支える基礎として、人流・物流の活性化に向けた高規格道路のミッシングリンク解消、暫定二車線区間の四車線化、ダブルネットワークの構築、生活道路の未整備区間の整備、子供たちの安全・安心を守るため通学路等の交通安全対策の強化・推進など、地方が真に必要な道路整備及び予防保全による道路の老朽化対策について、新たな財源を創設するとともに、必要な予算を確保すること
- 一、頻発する土砂災害に対して、災害に強い県土づくりのための施設整備を進めるとともに、ハード・ソフトが一体となった効率的、計画的な対策を図るために必要な予算を確保すること

- 一、港湾施設、海岸保全施設において、物流の効率化や産業競争力の強化、サプライチェーンの強靱化及び地震・津波・高潮対策の推進に必要な予算を確保すること

- 一、コンパクト・プラス・ネットワークの実現のため、社会情勢の変化や技術改革等を見据え、地域の魅力向上や都市の骨格となる公共交通ネットワークの確保に向け、交通施設整備に必要な予算を確保すること

- また、地震災害発生時の迅速な避難や救助活動、支援人員の派遣及び支援物資の搬送の支障とならぬよう、無電柱化を推進するために必要な予算を確保すること

- 一、持続可能な維持管理を実現するため、予防保全を含む国土強靱化計画の事業計画に基づく老朽化対策に必要な予算を確保すること

- また、老朽化した施設の点検・診断・補修に対する市町支援体制の構築を図ること
- 一、激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応するため、地方整備局等の体制の充実・強化や災害対応に必要な資機材の更なる確保に取り組み、自治体に対する支援体制の強化を図ること

以上決議する。